

高知県漁業経営維持安定資金事務処理要領の一部改正新旧対照表

新	旧
高知県漁業経営維持安定資金事務処理要領	高知県漁業経営維持安定資金事務処理要領
第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 (略)	第 2 (略)
1～4 (略)	1～4 (略)
<p>5 償還期間及び据置期間</p> <p>償還期間は、10年以内（当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るためには10年を超える償還期限が特に必要があると認められる場合にあっては、15年以内）とし、据置期間は3年以内で償還期限に含まれるものとする。償還方法は、原則として元本均等償還とする。ただし、東日本大震災被害漁業者に対する貸付けについては、<u>令和3年3月31日</u>までの間、償還期限にあっては13年以内（当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るためには13年を超える償還期限が特に必要と認められる場合にあっては18年以内）とし、据置期間にあっては6年以内とする（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条）。</p>	<p>5 償還期間及び据置期間</p> <p>償還期間は、10年以内（当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るためには10年を超える償還期限が特に必要があると認められる場合にあっては、15年以内）とし、据置期間は3年以内で償還期限に含まれるものとする。償還方法は、原則として元本均等償還とする。ただし、東日本大震災被害漁業者に対する貸付けについては、<u>平成32年3月31日</u>までの間、償還期限にあっては13年以内（当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るためには13年を超える償還期限が特に必要と認められる場合にあっては18年以内）とし、据置期間にあっては6年以内とする（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条）。</p>
6 (略)	6 (略)
第3～第7 (略)	第3～第7 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。	